

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書

分担研究者 西澤 哲 大阪大学大学院人間科学研究科

性的虐待を受けた子どもの聞き取り面接のあり方に関する研究

西澤 哲（大阪大学大学院人間科学研究科）

研究要旨

全国の児童相談所が2005年度に処理した性的虐待の相談件数は、厚生労働省がこの種のデータを取り始めた1990年以来、初めて1,000件を超えた。また、マスメディアの報道を見ると、性的虐待を受けた子どもが父親など加害者であると考えられる人物を刑事告訴（告発）した事件も見られるようになり、性的虐待の問題への対応は子ども家庭福祉のみの問題ではなくなってきている。

「虐待先進国」と言われる米国では、1980年半ばから性的虐待が急増し、性的虐待に対応するためのさまざまな制度や対策が講じられてきている。その一つに、司法面接がある。司法面接とは、子どもの被暗示性を考慮に入れ、性的虐待に関する話を繰り返し子どもから聴取することによって生じる暗示や誤誘導を避け、また、そうした事態がもたらす子どもへの「2次被害」を最低限に抑えるための面接技法である。

一方、性的虐待の増加に直面しているわが国の子ども仮定福祉関係者は、性的虐待に関する子どもからの聴取の困難性を経験し、聴取のための技法の必要性を実感しつつも、米国での司法面接の内容に関する情報はほとんど伝えられていないという現状にある。そこで、本分担研究では、米国のCACで実施されている専門家を対象としたトレーニング・ワークショップの内容を検討することとした。

その結果、子どもから話を聞き取るための司法面接の構造、技法、部分的開示や否認への対応、及び子どもの話の信頼性を検討するための方法等が明らかとなった。

一方で、こうした司法面接は、警察、検察、及び福祉関係者などによる緊密な連携という組織的な裏づけがあってこそ可能であることも明らかとなった。わが国の場合、こうした組織的連携が短期間で実現するとは思われない状況にあることを考えると、わが国における独自の方法や制度の開発が望まれると言えよう。

研究協力者

田中るみ子(大阪大学大学院人間科学研究科)
藤澤陽子(児童養護施設暁学園)

例によると、2004年度に全国の児童相談所の虐待相談の処理件数は33,408件であり、うち、性的虐待は全体の3.1%にあたる1,048件であった。厚生労働省がこの種のデータを取り始めた1990年には、虐待相談処理件数全体で約1,000件であったことを考えると、

A. 研究目的

厚生労働省の平成16年度福祉行政報告

2004年度には性的虐待のみでそれとほぼ同数の相談処理件数となったことになり、隔世の感がある。

一方で、この数年の統計データを見ると、虐待全体に占める性的虐待の割合は2～3%であり、欧米各国のデータでは10～20%であるのと比較して非常に少ないと言える。つまり、わが国では、子どもの性的虐待による被害がいまだに見落とされていると考えられるわけである。今後、虐待への対応の進展によってこれまで否認されたたり見落とされてきた子どもの性的虐待の実態が明らかになってくると予想され、そうした事例への対応が重要な意味を持つようになると考えられる。

しかし、子どもが性的虐待を受けているのではないかとの疑いがもたれた際に、その事実を確認するという作業には多くの困難が伴う。性的虐待の被害を受けた子どもで、性的虐待による身体的損傷が確認できるのは全体の10～20%程度であるとされている。つまり、身体医学的な診察や検査の結果、性的虐待の存在が確認されることはほとんどないと言える。また、性的虐待を加えたとされる人が、ただちにその事実を認めることは稀である。そのため、子どもが話す内容が、虐待の存在を確証する上で非常に重要な位置をしめることになる。

しかし一方で、親からの脅迫があったり、子どもに親や家族を守ろうとする傾向や「秘密」を守ろうとする傾向が存在するために、虐待を受けた子どもにとってその事実を自ら明らかにすることは非常に危険なことであり、したがって、子どもからの事実の聞き取りには高度の技術が要求されることになる。

米国では、こうした性的虐待に関する聞き取りを行う面接を司法面接 (forensic interview) と呼んでいる。1980年代の半ばに性的虐待が急増した米国社会は、虐待を受け

たと思われる子どもから話を聞くという作業の困難性に直面することになった。一つは、加害者への刑事訴追のための司法手続きや子どもの保護のための福祉手続きのために、子どもが何度も繰り返し性的虐待に関する話を聞かれることで、子どもにいわゆる「二次被害」が生じてしまい、子どもを救うための手続きがかえって子どもに心理的な苦痛を経験させてしまったことである。こうした心理的苦痛の結果、その過程で子どもが「私が嘘をついていた」として性的虐待の訴えを撤回してしまうことも少なくなかった。また、通常の成人に対する被害の聞き取りと同様の手法で子どもの面接を行った場合、子どもの被暗示性の高さの結果、子どもが実際にはなかった被害を訴えるといった現象が生じることもわかった。つまり、子どもから性的虐待の話を聞き取るには、子どもの発達的特徴や性的虐待という出来事によるトラウマ性の反応を考慮に入れた専門的な聞き取りの技術が必要であるとの認識がもたれるようになったわけである。

こうした認識のもと、米国では性的虐待の疑いがもたれる子どもへの聞き取り面接など、初期的な対応を担う機関として Children's Advocacy Center (CAC) が設立された。CACは民間組織であるものの、警察、検察局、福祉局など性的虐待事件に関与する公的機関から職員が出向し、共同で事例に当たることになる。そして、上述の司法面接を担当するのがこのCACである。

わが国では、こうした司法面接についての検討やトレーニングはまったく行われていない。しかし、近年、先述のように児童相談所の性的虐待の相談処理件数は増加してきている。また、こうした子どもを保護するために家庭裁判所による審判を求めたり、あるいは加害者とされる人を刑事事件で告訴あるいは告発するケースも起こってきている。そのため、子どもの話を詳細に聞き取り、そ

の話の信頼性に関して司法の場に耐えうるような一定の客観的な判断を下さねばならないといった事態が、米国と同様わが国でも生じてきている。こうした現状に対応するため、本件急では、司法面接の内容に関して検討する。

B. 研究方法（倫理面への配慮）

そこで本分担研究では、子どもから性的虐待に関する話を聞き取るための技術と、その信頼性を判断するための基準について、米国のCACで実施されている専門家のためのトレーニングの内容をベースに、その他関連領域での研究報告を検討した。

C. 研究結果及び考察

1. 保護から面接までのプロセス

性的虐待を受けている、あるいはその疑いがあるとの相談や通報を受けた場合、まず考えねばならないのは子どもの安全性の確保である。米国においては、性的虐待の疑いが生じた場合には緊急ケースとして対応し、子どもの保護を最優先する。しかし、わが国においては、多くの場合、虐待の事実が明確になり、しかもかなり深刻な性的行為が生じていることが判明しない限り、児童相談所は子どもの一時保護等の介入に躊躇を示す場合が多い。性的虐待の場合には、家族の元で暮らしている子どもが虐待の事実を詳細に話すことはほとんど期待できないなどのために、子どもを在宅のままにしている家族内で何が起きているかを明確にすることが非常に困難であること、周囲からの適切な介入が行われない場合には時間の経過とともに事態が悪化していくケースがほとんどであること、また、性的虐待の精神的後遺症は非常に深刻なものとなる危険性があることなどを考慮に入れる必要があり、性的虐待が疑われる場合でも子どもの迅速な保護がなかなか行われないわが国のソーシャルワ

ークは非常に問題であると言える。さらに、上述のように子どもには「秘密の保持傾向」が強く、そうした子どもから話を聞くためには、「社会が子どもを守る」という明確な態度を表して、子どもに安心感を提供する必要がある。そのためには、性的虐待が疑われる環境から子どもを保護し、その後、子どもや家族のアセスメントを行なうといったソーシャルワーク的な介入の手順が必要となる。

一時保護下において、子どもの面接の持つ意味は非常に大きい。面接の目的は、

(i)虐待があったかどうかを判断するための情報を得る、

(ii)虐待があった場合に、それが家族からの子どもの分離を必要とする程度のものかを判断するための情報を得る、

(iii)虐待による子どもの心理的・精神的影響の心理的評価を行ない、今後のケアや治療の方向性を示す、
の3つに大別される。

米国では、性的虐待以外の虐待の場合、詳細を聞き取るための面接は子どもの保護にかかわる公的機関(Child Protective Service:子ども保護機関)で行なわれることが多い。しかし、性的虐待の場合には、子どもの面接に高度の専門性が必要となるため、司法面接を専門とするCACに委ねられることになる。わが国の場合には、性的虐待を受けた子どもの聞き取り面接のあり方に関する知見はほとんど蓄積されていないという状況にある。当面、米国等の「先進国」の経験や知見の蓄積を参考にしつつ、わが国の文化や精神性に応じた評価面接の方法を開発する必要があろう。

2. 子どもの被暗示性に関する臨床基礎研究

子どもから虐待の事実を聞き取ることが困難となる理由の一つが子どもの被暗示性である。司法の場においては、長きに渡ってこうした被暗示性等の理由で子どもの話に

は信憑性がないとされてきたという歴史がある。しかし、子どもの被暗示性の高さを実際に確かめた研究が盛んに行われるようになったのは1990年代以降である。性的虐待に関する子どもからの聞き取り面接においては子どもの被暗示性を考慮に入れる必要があるため、こうした研究の一部を概観しておく。

(1) 道化師研究(clown study)

4～7歳の子どもを2人一組にしてトレーラーに行かせた。トレーラーには道化師の姿をした実験助手がおり、道化師は子どもの一人とやり取りし、もう一人はその様子を観察した。トレーラーから出てきた子どもたちに面接をして、「道化師はあなたの服を脱がせたんだよね？」といった、実際にはなかったことに関する誘導的な質問を行った。

道化師と直接やり取りをした子どものなかで、誘導に乗って間違えた肯定をした子どもはいなかった。また、観察者役の子どものうち、誘導に乗って「道化師が子どもを叩いた」と答えた子どもは一人のみであった。

この研究から、性的虐待や身体的虐待に関して、誘導的な聞き方をした場合でも、実際には自分の身に起こらなかったことを誤って報告する子どもはいないことが明らかとなった。

(2) 医学的検査研究(medical exam study)

これは Goodmen らが行った研究である。5歳と7歳の72人の女の子を対象としたもので、彼女たちに医学的検査を受けさせた。その検査の後に面接を実施し、その面接では、実際には行われなかった性器及び肛門周囲への触診について子どもらに尋ねた。7歳の子どもでは、実際にはなかった触診を「あった」とする誤った報告をするものはなかった。5歳の子どもの場合、215の質問に対する答えのうち3つが偽りの報告であった。

この研究の結果、性的な接触に関する誘導的な質問で、虚偽の報告をする子どもはほと

んどいないことを明らかにした。ただし、子どもが就学前の年齢である場合には、まれであるものの虚偽の報告が見られる場合があることがわかった。

(3) サム・ストーン研究(Sum Stone study)

この研究では、実験者が、3～6歳の子どもたちに「サム・ストーン」という架空の人物に関する話を聞かせた。その話では、サム・ストーンは「非常にみすばらしい変なやつ」の典型例」として描写された。その話の後、「サム・ストーン」役の実験者が教室に入ってきた。サム・ストーンは、何もしないで教室を歩き回って出て行った。

その後、子どもたちはサム・ストーンに関して、週に一回2分間程度の聞き取り面接を4週にわたって受けた。その面接において、子どもは、「サムが本を舐めたとき、長いズボンをはいていたっけ、それとも短パンだったっけ」、「サムがテディ・ベアを汚しちゃったのはわざとだっけ、それとも偶然だったっけ」といった「誘導的」な質問がされた。第一回目の面接で、誘導に乗って、サムが実際にはなかった「本を舐めた」や「テディ・ベアを汚した」と思うとした子どもは全体の25%であった。

実験の10週間後に5回目の面接を実施した。その際には、3～4歳の子どもの72%が、サム・ストーンが、最低一つ、良くない行為(本を舐めた、テディ・ベアを汚した、など)をしたと述べた。また、3～4歳の子どもの45%が、サム・ストーンがそうした行為をしたところを直接目撃したと答えた。一方で、5～6歳の子どもでそういった偽りの「目撃」を報告したのは11%にとどまった。

この結果から、「実験」が行われる前に、子どもに認知的な情報を与えておくことで、子どもの被暗示性が高まることが示唆された。また、実験の直後よりも10週間後のほうが誤った報告の出現率が高くなっているが、これは、繰り返し誘導的な質問にさらさ

れたことの効果であると考えられた。また、こうした被暗示性は、就学前の子どもに高く、それに比して、就学後の年齢の子どもではさほど高くなかったことから、被暗示性には年齢的な要因が関与していると考えられる。

これらの研究から、子どもの聞き取り面接を行う場合には以下の各点を考慮に入れる必要があると言えよう。

- ・ 誘導的質問に対する子どもの被暗示性は、一般に信じられているほど高いものではない。しかし、就学前の幼い子どもの場合には誘導による偽りの報告が見られることもある。
- ・ 子どもに聞き取りを行う場合、先立って子どもに先入見を与えると、被暗示性が高まる傾向がある。
- ・ 子どもに誘導的な質問を繰り返し行うことで、子どもの被暗示性は高まる傾向がある。

また、本項で概観した研究以外の研究から、以下の各点が指摘される。」

- ・ 誘導的な質問に対する子どもの被暗示性は、年齢が低いほど高くなる。
- ・ 10歳以上の子どもの被暗示性は、成人のそれと変わらない。
- ・ 子どもが「嘘」の報告をする場合には「自分のため」という目的であって、成人の場合のように「他者を陥れるため」の嘘は子どもには見られない。

(4) マイケル事件について

これは研究ではなく刑事事件の判例であるが、子どもの聞き取り面接のあり方に関する判例として参考になる点が多いので、概観しておく。

マイケル事件とは、ニュージャージー州で1993年にあった刑事事件で、幼稚園での性的被害に関するものである。マイケルは、経営する幼稚園で子どもたちに性的虐待を行

ったとして、131件の性的虐待事件について刑事訴追された。しかし、警察官による子どもの聞き取り面接が誘導的で示唆的であるなど不適切であったと判断され、マイケルはすべての事件に関して無罪とされた。

この事件で、不適切さが指摘された聞き取りの方法は以下のようなものであった。

- ・ 4歳半の子どもに、「他の大勢の子どもが性的被害の話をした」と伝えた。
- ・ 子どもに、「協力してくれたらインタビューはすぐに終わる」と伝えた。
- ・ 子どもに、「ねえ、お願いだから協力してよ」と言った。
- ・ 子どもに、「前に話してくれたじゃないか。ねえ、この人形の服を脱がせてみない？早く済ませたらハンバーガーショップにいけるよ」と言った。

3. 司法面接のあり方

(1) 1人の専門家による面接

性的虐待のケースの場合、他のタイプの虐待と比べて、その可能性を疑った関係者が「慎重に対処すること」を意識するあまりに同じような話を繰り返し子どもから聞こうとする可能性が高くなる。また、欧米では、親子の分離を決定する家事・民事事件としての介入以外に、刑事事件として取り扱われる傾向が高く、そのため警察官を含むより多くの関係者が関与する状況になっている。わが国では加害者が刑事告訴されるケースは欧米ほど多くはないものの、ここ数年、そういったケースが徐々に増加してきている。また、これまであまり警察や検察が関与していなかった身体的虐待が、最近、刑事事件として取り扱われる傾向が強くなってきている現状を考えるなら、性的虐待に関しても近い将来、欧米に類似した状況になる可能性があ

ると考えられる。そうした場合、関係者がそれぞれ個別に面接を実施したり、繰り返し話を聞いたりすることになる。こうした面接場面に繰り返しさらされることは、子どもにとって二次的な被害体験になる危険性が指摘されている。そのため、司法面接を実施する場合、こうした二次的被害の危険性を最小限度にとどめるために、たとえば、各関係者が自己の職務を実施する上でどのような情報が必要であるかをあらかじめ提出し、トレーニングを受けた専門家が関係者を代表する形で子どもの面接を実施するという方法がとられている。

(2) 司法面接の特殊性

性的虐待を受けた子どもの司法面接には、いくつかの点で一般の心理臨床面接とは異なる特徴がある。その最たるものは、虐待の事実の有無、およびその程度の確認ということである。そのため、本人の述べていることを常に「事実」であると考えて取り扱っていくというスタンスを基本とする心理臨床面接とは異なることになる。また、評価面接では子どもが述べたことが真実であるのか、もしくは、なんらかの理由による虚偽のものなのかを判断する必要性も生じることになる。

(3) 性的虐待の心理的ダイナミクスの理解

性的虐待を受けた可能性があると思われる子どもから適切な情報を得るために必要となる技術として、スグロイ (Sgroi, 1982) は一般的な面接技術と並んで、性的虐待のダイナミクスについての理解の必要性を指摘している。そこで本項では、性的虐待のダイナミクスを概観した上で、性的虐待の被害を受けた子どもの面接についての留意点を述べていきたい。

1) 秘密の保持

性的虐待の加害者⁴は、ほとんどの場合、「このことは二人だけの秘密だよ。このことが他の人に知れると、お母さんは病気になってしまうかもしれないし、お父さんは警察に

捕まって、家族がバラバラになってしまうかもしれない。そんな大変なことは嫌でしょう。だから誰にも言うてはいけないんだよ」といった類の言葉で、子どもに秘密の保持を強いているものである。子どもは信頼と依存の対象である父親のこうした言葉を受け入れて秘密を守ろうとする。子どもにとっては、父親の愛情、あるいは父親そのものを失うのが怖くて、たとえそれが苦痛に満ちたものであろうとも性的虐待という行為を受け入れ続けることになる。

2) つかまりと順応：性的虐待順応症候群

こうして、「秘密」を誰にも打ち明けることができず、また一方で、父親や家族を失うことへの不安や恐怖のために虐待から逃げ出すことができないという閉息状況に追い込まれた子どもにとっては、性的虐待という行為やそうした行為が生じる環境に適応する以外に道はなくなる。Summit(1983)は、性的虐待やそれが生じる環境に順応することによる子どもの情緒的あるいは行動的特徴を『性的虐待順応症候群』(sexual abuse accommodation syndrome)と呼んでいるが、そのなかでもっとも際だった特徴が、いわゆる解離現象である。非常に苦痛な性的虐待という行為から物理的に逃げ出すことができない子どもは、その代わりに状況から心理的に逃がれようとする。そのためには、意識や感情を現在の体験から切り離す、つまり解離することが有効となる。父親が自分の部屋に入ってきた瞬間から、意識は身体を離れ、部屋の天井の片隅やベッドの下で虐待行為が終わるのをじっと待っていたと述べる子どもは少なくない。ある子どもは、この体験を「幽体離脱」と称している。また、こうした意識や感情の解離が慢性的になった場合、人格の連続性や統合性に障害が生じ、解離性同一性障害(かつての多重人格性障害)につながる可能性があると言われている。

性的虐待順応症候群のもう一つの特徴に、

自己評価の低下あるいは自己イメージの歪曲があげられる。普通、子どもは性的虐待が「良くない行為」であることを直感的に知っている。さらには、その行為は加害者が言うように「誰にも話してはいけない」ものであるほど悪いことなのである。そうした悪い行為を行っている自分は「とんでもない悪い子」であることになる。また、子どもの多くは、その種の行為が普通、子どもになされるものではないことも知っているようである。したがって、性的虐待の被害を受けた子どもは、「自分ほもはや普通の子どもではなくなった」と感じていることが多い。こうした「自分は悪い子で、他の子どもとは違ってしまった」という思いが、さらに子どもの口を閉ざさせることになる。

3) 開示

以上のようなダイナミクスから、性的虐待を受けた子どもがその事実を口にするまでにはかなりの時間が経過していることが多い。これまで見てきたように、虐待者からの脅迫などの圧力や、性的虐待そのものの影響が子どもの口を閉ざさせる方向に作用している。したがって、子どもが性的虐待の事実を話すためにはそれとは反対方向に作用する力が必要となる。一般的には、子どもたちは思春期を迎えることによって、自分が経験していることの本当の意味を理解するようになったり、あるいは異性への関心が芽生えることによって父親の性的虐待という行為にこれ以上耐えられないという思いが高じ、虐待の事実の開示へと向かうことが多いようである。

4) 撤回

このように、自分が性的虐待をうけているという事実の開示は子どもに多大なエネルギーを要求する。しかしながら、こうした事実の開示は、必ずしも子どもの努力に見合った周囲の反応を招くとは限らない。父親などから性的虐待を受けているという子どもの

開示に対する母親や学校の教師の反応でもっとも多いのは「不信」や「懐疑」である。これらの反応は、父親が自分の子どもにそんなことをするはずがないという父親や家族に対する「信頼」から生じるだけではなく、「世の中にはそのようなことは断じてあってはならないことであり、だから、存在しないことなのだ」という一種の「社会的否認」の産物であると言えよう。また、自分の夫が自分の子どもに性的な行為を行っているという訴えは、母親にとっては「女性」性の危機をも意味することになり、それがさらに否認の傾向を強化する。周囲からのこうした懐疑や不信の反応を受けた子どもは、「信じてもらえないんだったら話さなければ良かった」と自分の行為を後悔し、「嘘をついていた」のだと自ら話を撤回してしまうことも珍しくない。

母親や教師など、身近にいる大人が子どもの開示を受け止めて、性的虐待という事態への対処が開始された場合でも、子どもに対する適切なサポートが欠けると撤回が生じやすい。性的虐待という事実が開示された場合、子どもの保護に関わる機関や警察、司法機関など、実に多くの機関や専門家が家族や子どもに関わることになり、家族はまるで嵐に見舞われたような状況を呈することになる。こうした状況の中で「自分が話してしまったから家族が大変なことになった」と罪悪感を持ってしまう子どももいる。きょうだいから「おまえがあんな『作り話』をするからこんなひどいことになってしまったんだ」と攻撃されることもある。あるいは、子どもの保護が長期に及び、母親やきょうだいとの接触が長期にわたって断たれてしまうこともある。「このことは誰にも言っちゃだめだよ。このことが知れると、大変なことになるからね」という父親の言葉は、皮肉にも正しかったのである。このように、開示にともなう周囲の反応は、子どもに多大なる苦痛をも

たらず可能性がある。こうした子どもの大変な思いに対する周囲の理解と、できるかぎりの心理的なサポートとが欠如した場合、いったん開示した内容を撤回してしまう子どももいる。このような場合、子どもは、「嘘をついたのだ」と責任を引き受け、再び長期にわたる沈黙に入っていくことになる。

(4) 面接における質問のタイプ

司法面接において使用される質問には、①子どもに詳述を求める質問(narrative invitation)、②特定の事柄に関する詳述を求める質問(focused narrative request)、③細部に関する質問(detail question)、④選択肢を提示する質問(multiple choice question)、⑤「はい・いいえ」を求める質問(yes/no question)、⑥示唆的質問(suggestive question)に分類される。これらは、その指示性の強弱によって一つの連続体をなしている。

①子どもによる詳述を求める質問

子どもが経験したことやその顕著な特徴を子どもが自分の言葉で話すように求めるタイプの質問である。こうしたタイプの質問に対する子どもの反応はまちまちであるが、面接の初期に、こうしたタイプの質問を意識的に多用することで、この面接では、子どもが主体性を持って話すことが求められているのだという「パターン」を確立することが重要となる。つまり、面接者が、「あなたのことについては、私よりもあなたが良く知っている」という態度を持ち、また、そのことを子どもに理解してもらおうわけである。

また、このタイプの質問には、子どもが自発的に述べた事柄を取り上げ、それに関して更なる詳述を促すものも含まれる。たとえば、「今、『嫌なことがあった』っていったけど、そのことをもう少し話してみよ」といった類の質問である。また、「そのほかにはどんなことがあったのかな?」といったものや、面接者が子どもの話に関心を持ってい

ることを示すような非言語的反応(表情や体勢など)もこれに含まれる。

②特定の事柄に関する詳述を求める質問

これには、特定の事柄(人、対象、行為、時間、場所など)に関する「先の開いた質問」(open question)と子どもが口にしたあるトピックに関する詳述を求める質問とがある。「お父さんについて教えて」、「学校に行っていないときにどんなことをしているのか教えて」、「彼があなたのおちんちんを触ったって言ったけど、触ったってどういうことかな、もう少しお話してみて」といったものである。「~について話して」といった言い方以外に、「~はどうか」、「~のこと、もっと説明して」などの言い方が用いられることが多い。

③細部に関する質問

このタイプの質問は、「誰が、何を、どこで、いつ、どのように」を問うものである。こうした情報は、子どもの被害に関して刑事訴追を考える場合には重要な意味を持つ。このタイプの質問は、指示性が高いため、子どもがすでに何らかの被害を言葉で述べた後に行われるようにしなければならない。「そこには誰がいたの?」、「彼はなんて言ったのかな」、「それって、どこであったの?」、「おじさんがあなたを動物園に連れて行ったのはいつのことだったっけ?」といった質問である。

④選択肢を提示する質問

このタイプの質問は、上述の「細部に関する質問」に答えられない子どもにのみ、限定的に用いられる。子どもによっては、このタイプの質問を理解できない場合があるため、注意を要する。たとえば、常に最後に出した選択肢を選択するといった『場所効果』を示す子どももいる。こうした現象を避けるため、選択肢は必ず3つ設定し、最後の選択肢を「何かそれ以外のもの」にするといった工夫が望まれる。たとえば、「そのときあなた

がいたのは台所かな，玄関かな，それとも別の場所かな」といった言い方にする。そして，子どもが最後の選択肢に反応して，「ううん，パパのベッドのある部屋」といった形で答えれば，その反応は細部に関する質問と同様の程度の自発性を備えたものであると判断できる。したがって，このタイプの質問をする場合には，子どもの答えに期待される内容を第1及び第2の選択肢に含めないように注意する必要がある。

⑤「はい・いいえ」を求める質問

このタイプの質問は，非常に指示性が高く，示唆的であるため，非常に限られた場合にしか用いることはできない。また，子どもがその質問に対する回答を知らない場合があることにも注意を払う必要がある。

このタイプの質問が有用であるのは，たとえば「そのとき，お父さんはあなたに何か言ったかな？」，「ママはおうちにいたのかな？」，「ママがどこにいるか知っていたのかな」といった具合に，新しいトピックスを導入する場合である。こうした質問に対して子どもが肯定的な反応を示した場合には，「そのことについて，もう少しお話してよ」と特定の事柄に関する詳述を求める質問で応ずることで，子どもの自発的な記述を求めるようにすることが重要である。

上記の選択肢を提示する質問とこの「はい・いいえ」を求める質問には，司法面接での使用に問題をもたらす共通した可能性がある。それは，これまでの4つのタイプの質問が，子どもに出来事や経験の「想起」(recall)を求めるのに対し，この2タイプの質問は「再認」(recognition)を求めるという点である。想起の場合には子どもが記憶，保持している記憶の内容を自発的に取り出すのに対して，再認は，外部から可能性のある内容が提示され，それが保持されているものと一致するかどうかを子どもが照合することになる。そのため，再認においては，面接者と子どもの相

互作用が重要な役割を果たすことになり，そのため，被暗示性の高い子どもの場合には誤った誘導を行ってしまう危険性が高くなるわけである。

このように，選択肢を提示する質問および「はい・いいえ」を求める質問は，再認を求めることになり語誘導をもたらす可能性が高い。そのため，司法面接においてはこの種の質問をできうる限り避け，また，やむを得ず使用した場合には，子どもの反応を取り上げてより上記の3つのタイプの質問により，子どもの自発的な叙述を求めるようにしなくてはならない。

⑥示唆的な質問

示唆的な質問とは，質問とそれに対する答の両者を含む質問や，2つ以上の新たな要素を含む質問である。たとえば，「お父さんがあなたに嫌なことをしたんだっけ？」(子どもが「お父さん」や「嫌なこと」について言及していない場合，質問と答えが含まれることになる)や「おじさんがあなたのおちんちんを舐めたのはいつのことだったかな？」(子どもが「おじさん」や「舐めた」ことについて述べていない場合，新たな要素が2つあることになる)といったものなどが挙げられる。こうした質問は，示唆性が非常に高く，誤誘導をもたらす危険性が高いため，司法面接においては使用できない。

⑦司法面接における質問の流れ

これまで述べてきた質問をどのような流れで使用するかについて，現在のところ，2つのパターンが提案されている。一つは，Michael Lambが提案している「ナラティブ・アプローチ」と呼ばれるもので，面接の初期にはできる限り子どもの詳述を求める質問を行い(上記の①)，子どもが述べた事柄を的確に捉えてそれに関してさらに子どもの陳述を求め(上記の②)，その後，細部に関する質問を行ったうえで必要に応じて選択肢を求める質問に移行するといったものである。

この方法では、面接の初期に、子どもの自発的な話を求めるという会話の「雰囲気」が設定されやすく、その結果、面接全体を通して子どもの自発的な発言が維持される傾向があることが示されている。

いまひとつは、Kathleen Fallerが提唱する方法で、この方法では、上記の①～⑤の形式の質問が一連の連続体をなすと考えて、この連続体上を自在に移動しながら子どもの詳述を促すというものである。このFallerの方法では、会話の構造が明確になって子どもが重要な内容を自発的に話しやすく、特に、自発的に話をしないようなタイプの子どもに有効であるとされている。

4. 司法面接の構造

(1) 司法面接：第一段階

第一段階には、導入、ラポールの形成、詳述の練習、発達のスクリーニング、ガイドラインの提示、および問題となっている、あるいは関心の対象となっている事柄に焦点を移行させるための質問から構成される。

導入では、子どもの名前を聞き、今回の面接に関して子どもの理解の応じた説明をする。また、面接者の名前と職務を適切な形で子どもに理解してもらう。その上で、記録について子どもに説明する。司法面接では、原則として、ビデオによる記録をとることが必要となるため、ビデオによる撮影に関して子どもに同意を得るのではなく、なぜそれが必要なかを説明して撮影するという事実を伝えるようにする。子どもの抵抗感、ビデオによって撮影されることよりも話す内容そのものにあるため、ビデオによる記録に抵抗感を示す子どもはきわめて少ないと、従来の研究では指摘されている。さらに、子どもの質問に答えたり、子どもが心配に思ったり不安を感じていることを取り扱い、子どものストレスの度合いを評価する。

ラポールの形成では、子どもがよりリラッ

クスできるような雰囲気を整えていくことが最も重要である。そのためには、まず、子どもが関心を持っている話題を中心に会話を進めていく。また、この段階で、子どもの家族や日常生活について、子どもから情報を得るように心がける。

詳述の練習では、子どもが関心を持っている話題を取り上げ、それに関して子どもが詳細に述べ面接者が傾聴するという練習を行う。面接者は、子どもが述べた事柄に関して、子どもがさらに詳しく述べたり説明できたりするように子どもを励ますような反応を提示する。こうした練習には、この面接が、面接者の質問に子どもが答えるという、通常子どもが慣れ親しんでいるタイプの大人との会話とは異なり、子どもに詳述を求めるものだという面接の基本的な性質に関する理解を子どもに得てもらおうという目的もある。

発達のスクリーニングでは、子どもの言語発達の程度(3 語文の理解や使用が可能かなど)、質問の理解と応答の技術の有無(選択肢による質問が可能かなど)、話題の転導性、概念の理解(時間や数など)、自信や知識の程度、および、その他の言語表現の技術に関するスクリーニングを行う。

第一段階は、上記の内容が同時並行的に自然な流れの中で行われることが求められる。

ガイドラインの提示では、これまでの会話の流れとは異なった内容となり、子どもにこの面接の「ルール」を提示することになる。その「ルール」とは、

- ・ 今回話すことについては、面接者よりも子ども自身が良く知っていること
- ・ 面接者が間違ったり誤解する可能性があって、その場合には、子どもがそれを訂正していいということ
- ・ 面接者の質問の内容が分からない場合には、質問の意味が分からな

いと言ってよいこと

- ・ 答えを知らない場合には分からないと言っていいこと
- ・ ここでは、本当にあったこと、本当のことを話すこと

である。

これらの「ルール」の提示は、すべての子どもに有益だというわけではなく、特に、幼児には向かないことが多い。また、箇条書き的に提示するよりも、会話の流れのなかで面接者がモデルとして振舞ったり、子どもの話や面接者の話を適宜取り上げて説明するほうが効果的である。

会話の焦点の移行では、子どもに、今回の面接の焦点となっている事柄に関して述べるように促す。その際、「今日、ここに来るようにあなたに言ったのは誰かな?」、「その人はあなたに何て言ったのかな?」、「あなたが今日、ここにやってきたのは、私にどんなことを話すためだけ?」といった質問で、話題の移行を促すわけである。こうした会話の焦点の移行を促す質問は、子どもがこの面接の目的を理解できていない場合には有効に機能しないことが多い。そのため、司法面接への導入を行う人物や機関の関係者が子どもに対して行う働きかけの仕方や内容が重要な意味を持つことになり、そのために、司法面接の面接者がそれら関係者を事前に十分な打ち合わせをしておくことが重要となる。

(2) 司法面接：第二段階

司法面接の第二段階は、虐待に関する子どもの詳述、面接者によるフォローアップの質問、必要に応じた明確化、今後のプロセスに関する説明、および面接の終了段階から構成される。

虐待に関する子どもの詳述では、虐待に関する事柄を子どもが自発的に述べることになる。その際、発達のスクリーニングで得られて子どもの発達レベルを十分に考慮し、子

どもの能力を超えたような反応をしないこと、子どもが自発的に述べるまでは特定のトピックを取り上げないこと、常に、子どもにさらなる陳述や説明を求めて子どもの自発的な詳述を促進すること、必要な時間を十分にとることが重要となる。

フォローアップの質問では、子どもの自発的な陳述では得られなかった点に関してフォローアップしていくことになる。子どもは、恥辱感を持つような事柄や恐怖を感じるような事柄に関しては、聞かれない限り自発的には話さないことが多いため注意が必要である。

明確化は、子どもの状況に応じて行うようにする。子どもによっては、道具や技法の使用によって、陳述が促進される場合があり、その際には子どもの能力や性格に応じたものを選ぶ必要がある。使用可能な道具や技法については後述する。また、子どもがこの段階で描いた絵などは、裁判において証拠として提出される可能性を考慮に入れ、慎重に扱う必要がある。

面接の終了段階では、虐待に関連した話題から子どもの日常生活上の事柄に再び話題を移行させ、子どもがリラックスした状態を回復できるように援助する。また、子どもが何らかの疑問や質問、あるいは心配があれば、可能な限りそれに答えるようにし、最後の、今回、面接に応じてくれたことへの謝意を子どもに伝えて面接を終了する。

(3) 問題とされるトピックに徐々に接近するアプローチ (incremental approach)

① 特徴と留意点

虐待を疑わせる事柄など関心の対象になっているトピックに焦点を当てていく場合には、原則として、丁寧な接近が必要とされる。そうした接近は以下の特徴を備えている。

- ・ ラポールの形成の段階と同じ質問

のパターンを用いる

- ・ 子どもの関心や注意の方向性を、より問題が高い可能性があるトピックへと導く
- ・ 誘導的な質問や示唆的な質問は避ける
- ・ 子どもが問題となっている虐待以外にも他の被害を受けている可能性を常に考慮し、特定のな人、場所、出来事に焦点を当てるのではなく、さまざまな人、場所、出来事に関する情報を得ることに努める

こうした接近法をとる際に注意すべき点は以下のとおりである。

- ・ 虐待の疑いがもたれている出来事に徐々に近づくこと
- ・ 常に「先の開いた質問」を中心としてバランスの取れた質問のパターンを維持すること
- ・ 子どもの言語的な表現にみではなく、非言語的な表現にも注意を払うこと
- ・ 十分な検討や準備なしに質問の焦点を早急に狭めることは避けること
- ・ 虐待の疑いが持たれる出来事は子どもにとってデリケートなトピックであること認識し、子どものペースを尊重すること

特に、その話題に移行する準備ができていない子どもにとって、問題となっているトピックに移行することには十分に慎重でなければならない。もし、子どもの許容範囲を超えてそうしたトピックへの移行を行おうとした場合、子どもは準備が整っていないがゆえにそうした出来事を否認してしまう可能性がある。いったん子どもが否認してしまっ

たなら、その話題を再度取り扱うのは非常に困難になってしまう。

② 子どもの生活/人生という文脈性

子どもが虐待を受けている可能性が疑われた場合、疑いの対象となった出来事を聞き取ろうとする際には、その出来事を子どもの人生や生活の文脈において考える必要がある。

子どもの生活や人生というでは、家族、友人、教師などの「人物」、学校、スポーツ、教会などの「活動」、家、学校などの「生活環境」、週末や夏などの「時間・季節」、しつけ、秘密、困ったことなどの「人との関係で起こること」、感情、思考、心配などの「情緒」といった文脈性が考えられる。子どもから話を聞き取る場合には、虐待が疑われる出来事をこうした文脈において見ることが有用となる。

たとえば、子どもが祖父の家に泊まった際に祖父の寝室で祖父から性的虐待を受けたとの疑いがもたれたとしよう。この出来事には、「祖父」、「祖父の寝室」、および「性的虐待」という3つの文脈があることになる。この出来事を「祖父」という文脈において聞き取る場合には、「親族」→「一緒に過ごす家族」→「おじいちゃん」という順に対象が絞られることになる。また、「おじいちゃんの寝室」という文脈では、「訪れる家」や「おじいちゃんと一緒に行く家」→「おじいちゃんの家」→「寝室」という順で、あるいは「性的虐待」という文脈では、「おじいちゃんをすること」→「好きなこと。好きじゃないこと」→「困ったこと」、「触ること」、「おじいちゃんがしてはいけないこと」となるわけである。こうした文脈にしたがって子どもから話を聞いていくということになる

(4) 部分的/暫定的開示について

前述の会話の焦点の移行を促す面接者の働きかけに対して、子どもが示す反応は、「積極的な開示」(active disclosure)、「暫

定的/部分的開示」(partial/tentative disclosure)、「否認」(denial)という3つのパターンに分類されることになる。司法面接において、面接者の働きかけに反応して子どもが性的虐待に関する詳述をはじめた場合(積極的な開示)、これまで述べてきた手順で話の聞き取りを進めていくことになるが、すべての子どもがスムーズに積極的な開示を行うわけではない。むしろ、話すことに抵抗を示し「暫定的/部分的開示」にとどまったり、あるいはまったく話すことなく「否認」してしまう子どものほうが多いといえよう。以下に、その場合の対応について述べる。

1) 暫定的/部分的開示

暫定的/部分的開示には、以下のようないくつかのタイプがある。

- ・ 子どもが出来事の一部を述べるが、それ以上の話をしない、あるいは拒否する場合。たとえば、「お父さんに嫌なことされた」とは言うものの、それ以上の話はしない、あるいは「言いたくない」と言うなど。
- ・ 教師や友人などに虐待に関する話をしたものの、司法面接では話さない。
- ・ 間接的な表現にとどまる。

上述の間接的な表現とは、意図的行為(自殺企図や自傷行為などの行動化で、誰かに自分の問題に気づいてもらいたいという欲求を伴うものなど)、非意図的行為(上述のような意識的欲求は伴わないものの、後になって無意識的な欲求が背景にあったことが分かるもの)、偽りの極端な否認(「何の問題もなくすべてがすばらしい」といったような、極端な表現など)、あるトピックないしは特定の人に関する話の回避、情緒の不安定さ(司法面接の過程で急に動揺したり混乱したり

など、情緒が不安定な状態になる)などを意味する。

こうした暫定的/部分的開示は、出来事の全体像を表現しようとする方向性を持った力と、逆にそれを抑えようとする方向の力とが拮抗関係になった状態で生じると考えられる。したがって、面接者の取るべき方法は、全体像を表現しようとする力を促進するか、あるいは抑えようとする力を弱めるかのいずれかであると言える。その際には以下の各点に留意する必要がある。

a. プロセスとしての開示

開示は一回限りの出来事ではなく、プロセスである。プロセスとしての開示という観点から見た場合、次のような可能性が考えられる。

- ・ 子どもが一部を話してその話に対する周囲の反応を見ている。
- ・ 最初は否認しておいて後になって話し始める。
- ・ 出来事について話をするものの、最も深刻なことには触れないでおこうとする。
- ・ 面接者には理解できない形で表現している。

b. 理由

子どもが暫定的/部分的開示にとどまっていること背景には、明らかになっていない何らかの理由が存在する可能性がある。そうした理由としては、以下のものが考えられる。

- ・ 子どもが複数にわたるトラウマ体験をしている。
- ・ 見知らずのものに対する恐怖を感じている。
- ・ 子どもが、面接者のことを信じていかどうか迷っている。
- ・ 面接者が自分のことを「悪い子」

だと思っているのではないかと不安に思っている。

- ・ 話すことが家族のルールを破ることになる。
- ・ 自分自身や家族を守ろうとしている。
- ・ 虐待体験を表現する語彙がない。
- ・ 虐待のことを考えないように努力している。

面接者は、こうした隠された理由の可能性を考慮しながら聞き取りを進めていく必要がある。

c. 対応の技法

子どもが暫定的/部分的開示の状態になった場合、面接者は、上述のように開示をプロセスとして捕らえ、子どもがこうした状態にとどまる背景的な理由について考慮しつつ面接を進めていくことになるが、その際、対応としては以下のようなものが考えられる。

- ・ 子どもが心配したり、不安や恐怖を抱いている可能性のある事柄への接近を試みる。たとえば、「なんだかととても心配しているみたいだね」、「恥ずかしいって思ってるようだね」といった言葉をかけるなど。
- ・ 子どもに安心感を与える。たとえば、「ここにはたくさんの子どもが話をしにやってくるんだけど、みんな、話すのがとってもつらいんだよね」といった言葉で子どもに安心感を与えるなど。
- ・ 絵を描いたり人形を使ったりなど、補助用具を用いる(司法面接におけるアナトミカル・ドルの使用に関しては後述する)。また、話すことに抵抗が強い子どもが、書くことならできるという場合もあり、

その場合には記述による表現を促してもよい。

- ・ リフレクション。子どもが最後に述べた事柄を子どもに伝え返し(リフレクション)、その上で「それから何があったのかな」と話の展開を促す。
- ・ 文脈性の整理。これまで子どもが開示した内容を、その文脈性に留意し関連付けながら整理し、その上で、「それからどうなったんだっけ」と話の展開を促す。
- ・ 休憩。短い休憩をとることで、子どもの気分が変わって話が展開することもある。

こうした方法で対応しても子どもの開示が部分的なものにとどまり、子どもの福祉保護のための措置や加害者と疑われる人物の刑事訴追に着手するには不十分であると感ぜられる場合には、2回目の司法面接を計画するか、あるいは、司法評価(forensic evaluation)の実施を考慮することになる。

司法面接は、通常、1回の面接によることが多いが、子どもの状態次第では2回目、場合によっては3回目の実施の可能性もある。また、司法評価とは、6回程程度の面接によって虐待の事実の聞き取りにあわせて、子どもへの治療的・福祉的介入のためのアセスメントを行うものであるが、暫定的/部分的開示にとどまっている子どもに対して司法評価を実施することも可能である。

(5) 否認の理解と対応

否認とは、子どもが虐待の事実はなかったとするものであり、出来事がなかったとか加害者と考えられている人物を知らないといった反応として現れる。子どもの中には、「誰かが間違った判断をした」と述べたり、

「私の生活はとつてもすばらしく、何一つ悪いことは起こっていない」と主張(極端な否認)することもある。虐待の関する子どもの否認の背景には、回避、抑圧、解離などの力動の存在が考えられるが、これらのうちで最も多いのは回避であり、逆に最も少ないのは解離である。

① 否認の理解

子どもが否認をしました場合、その否認がどのようなタイプのもので、文脈性から考えてその否認にはどのような意味があると考えられるかを検討する必要がある。また、子どもはどのような理由でこの面接に来たのかを理解しているかも考える必要もある。

② 直接的な質問

これまで述べてきたように、司法面接においては非指示的な聞き取りが中心となる。そのため、本稿では、問題となるトピックに徐々に接近する incremental approach を中心に述べてきたが、子どもが否認する場合には、より直接的な接近法を取る可能性が高くなる。たとえば、子どもが司法面接以前に学校の教師に対して「お父さんが嫌なことするの」という部分的な開示を行っていた場合、「この前、学校の先生にお父さんのことで話したことがあったよね。その話を教えてよ」といった形で虐待が疑われる出来事を面接者のほうから直接取り上げるといった具合である。こうした聞き方はありえるものの、場合によってはその結果として導き出された子どもの話が、面接者による示唆や誘導によるものであり妥当性がないと野判断が下される可能性もあるので、きわめて慎重になされるべきである。

③ 福祉的措置の優先

子ども否認が強い場合には、加害者であるとの疑いが持たれる人物に対する刑事訴追は不可能となる公算が高い。こうした場合には、刑事訴追よりも、子どもの安全確保や保護を優先させるソーシャルワークが必要と

なる。これまでに得られた情報を総合して、子どもがどのような被害を受けたと推定されるか、あるいは現在の状況では子どもにどのような危険性が及ぶ可能性があるかを十分に考慮し、子どもの安全確保のための福祉的な観点からの措置を講じる必要がある。また、こうした措置を行うことによって、安全な環境におかれた子どもが被害体験に関するさらなる開示を行う可能性もある。

④ さまざまな技法

否認の状態にある子どもに対応する技法は、暫定的/部分的開示を行う子どもに対するそれと基本的には同じである。それに加えて、以下の技法が有効に作用する場合もある。

- ・ 子どもが抱えている可能性がある問題、秘密、心配事、ルールなどを直接取り上げる。たとえば、「あなたは何か大変な問題を抱えているみたいだね」、「何か、秘密にしておかなければならないことがあるのかなあ」、「何か、とつても心配なことがあるみたい」といった言葉で、そうした事柄に直接触れることを試みる。
- ・ 触ることに関する質問。従来、「良い触り方」(good touch)と「悪い触り方」(bad touch)とに分けて、子どもにそれぞれの例と経験を聞く形で聞き取りが行われてきた。しかし、性的な接触が、ときには生理的に快の感覚を与える場合があることから、一概に「悪い触り方」と聞くことに問題があることが指摘され、その結果、この2つのタイプに加え、「プライベートな場所に触ること」(private touch)あるいは「秘密の触り方」(secret touch)といった分類がされるようになった。これらの3つ

のタイプの触り方について、その経験を子どもに聞くという方法である。

- ・ 子どもが受けている可能性があることとされたことに焦点を当てた聞き方。面接者が子どもが虐待を受けている可能性があることを直接取り上げる方法で、たとえば、「みんながあなたのことを心配しているんだけど、それって、どんな問題なのかな」といった聞き方をする。
- ・ 仮定による聞き方。疑いがもたれている状況が子どもに起こったと仮定して、その場合に子どもがどのような反応をするかを聞く方法。たとえば「もし誰かが、あなたの体で、あなたが触られたくない場所を触ってきたとしたらどうする？」といった聞き方をする。

これらの技法を用いても子どもが否認を覆さないことも少なくない。そういった場合には、2回目の司法面接や司法評価を計画するという選択肢が検討されることになる。しかし、子どもが完全な否認の状態になっている場合には、こうした選択肢が有効に機能しないことも多い。そのような場合、子どもに対してとれる措置は限りがあるという限界を認識しつつ、子どもの今後の状態を的確に捉えることができる体制を整える必要がある。

5. 子どもの空想の産物と思われるような話について

司法面接において、子どもが、性的虐待に関して非常に奇妙であり得ないような、「空想の産物と思われる話」(fantastic statement. 以下、ファンタスティック・ステイトメントとする)をする場合がある。フ

ァンタスティック・ステイトメントには、動物の殺害、黒魔術、何らかの物体によるレイプ、拷問、あるいは子どもの英雄的行為などがあるが、こうした話を子どもがした場合には、性的虐待に関する子どもの開示全体に真実性に関する疑念が生じる可能性がある。そのため、ファンタスティック・ステイトメントをどのように理解するかは非常に重要な問題である。

(1) ファンタスティック・ステイトメントと開示全体の信用性

ファンタスティック・ステイトメントがどの程度出現するかを検討するため、Dalenberg(1996)は、間違いなく虐待を受けたと判断された子どもともしかしたら虐待は受けていないかもしれないと考えられる子どもを合わせた644名(3~17歳)のインタビューの内容を分析し、まったくあり得ないもしくは不可能な出来事と、出来事自体はあり得るもののそれが非常に誇張されていると考えられるものに関して検討した。こうしたファンタスティック・ステイトメントは644名のうち2%に見られたが、興味深いことに、虐待の有無によってファンタスティック・ステイトメントの出現率に違いが認められた。644名の子どもたちを、間違いなく虐待を受けたと判断されたもの(虐待確認群)、おそらく虐待を受けただろうと考えられたもの(虐待推定群)、間違いなく虐待は受けなかったと判断されたもの(非虐待確認群)、そしておそらく虐待は受けなかっただろうと考えられたもの(非虐待推定群)の4群に分類し、各群ごとにファンタスティック・ステイトメントの出現率を見たところ、もっとも高い出現率を示したのは虐待確認群で4.8%であった。虐待推定群と非虐待確認群では出現率がそれぞれ1%であり、非虐待推定群では0%であった。また、644名の子どもの中で、ファンタスティック・ステイトメントの出現が多かった3~9歳の年齢範囲の子ども

を取り出して分析したところ、虐待確認群の15.4%にファンタスティック・ステイトメントが見られたのに対し、虐待推定群では2.2%、非虐待確認群では3.9%、非虐待推定群では0%であった。この研究により、ファンタスティック・ステイトメントは虐待を受けたことが確認されている子どもにもっとも頻繁に見られ、特に深刻な虐待を受けた子どもにもっとも多く見られることが明らかとなった。つまり、このDalenbergの研究は、性的虐待に関する子どもの話のなかにファンタスティック・ステイトメントが見られた場合には子どもの開示全体の信用性が疑われるという従来の実践に対して、大いなる疑問を呈することになったわけである。

(2) ファンタスティック・ステイトメントをどう理解するか

虐待を受けた子どものほうがそうでない子どもよりもファンタスティック・ステイトメントを多く示すという知見は、では、どうして子どもがファンタスティック・ステイトメントを述べるのかという、ファンタスティック・ステイトメントの産出の力動に関する関心を喚起することになった。Everson(1997)は、子どもファンタスティック・ステイトメントを客観的に分析し、「虐待の出来事」と子どもの性格との相互作用、アセスメントのプロセスと子どもの性格との相互作用、および外的な影響と子どもの性格の相互作用という3つのタイプに分類される24種類の説明可能性を提示した。

①「虐待の出来事」と子どもの性格の相互作用
(事実の反映)

1) 現実の正確な描写: 子どもの話がどれほど奇妙に聞こえようと、それが現実の出来事である可能性をまず考慮する必要がある。

(加害者による操作)

2) 子どもの話を混乱させたり、子どもの話の信頼性を減じる目的で加害者が子どもに虚偽

の話をした可能性

3) 薬物を投与されたことによる認知のゆがみである可能性

(トラウマ反応)

4) 加害者の脅しが子どもの話しに取り込まれた可能性

5) トラウマ性の誤認もしくは記憶のゆがみの可能性

・PTSD 性の記憶の侵入症状による出来事/刺激の認知のゆがみ

・過剰な興奮状態にあったことに由来する誤認もしくは幻覚

・解離による記憶統合の障害に由来した叙事的記憶の誤った生成

(子どもの対処メカニズムの影響)

6) マスティーののための空想である可能性

7) 比喩的表現もしくは誇張である可能性

8) 子どもが責任を回避しようとして、あるいは被害を受けたことを否認しようとして偽った内容を報告した可能性

(認知的な未成熟さの影響)

9) 発達の限界による誤認もしくはコミュニケーションのゆがみである可能性: たとえば、実際の加害者である祖父ではなく「悪魔」が加害者であったというような子どもの話の場合

10) 既存の認知のスキーマに新奇な出来事を取り込もうとした可能性: 子どもが、体験を理解するスキーマを持っていなかったり、あるいは、体験を伝える言葉を持っていなかったり、という場合。たとえば、「お股にホットドッグが入った」と言うなど。

②アセスメントのプロセスと子どもの性格との相互作用

(システムの誤反応)

11) 「伝言ゲーム効果」の可能性

12) 面接者の誤りによるコミュニケーションのゆがみの可能性

(インタビューのプロセスの影響)

13) 誘導的あるいは示唆的質問の影響の可能

性

14) 面接に用いた人形などの補助道具の影響の可能性

15) 作話の可能性：子どもが知らないことを答えなければならないといったプレッシャーを感じた結果として「作話」が生じることがある。

16) 面接への疲労によるゆがみの可能性：疲労の結果、ファンタスティック・ステイトメントが現れる可能性がある。また、疲労の結果、どのような質問に対しても「わからない」、「知らない」としか答えなく子どももいる。

(誤ったプロセス)

17) 注意や承認を求めるための誇張である可能性

18) 悪意のない嘘がもとになった「雪玉効果」である可能性

19) 意図的な誇張もしくは嘘である可能性

20) 空想に起因する嘘

③外的な出来事と子どもの性格の相互作用

21) 文化的影響の可能性：ポップ・カルチャーやポルノグラフィ、アダルト・ビデオの影響など

22) 複数の虐待の出来事の混同の可能性

23) 夢の要素の取り込みの可能性：特に、トラウマに関連した夢が取り込まれた場合

24) 精神病的なプロセスによるゆがみの可能性：この場合、精神病性の特徴は子どもの話だけではなく、日常生活のさまざまな局面で観察されるはずである。

(3) ファンタスティック・ステイトメントが見られた場合の対応

従来、子どもの話にファンタスティック・ステイトメントだと考えられる内容が現れた場合には、それだけで子どもの開示には信憑性がないと判断される傾向があったか、これまで見てきたようにそうした判断は誤りであることが示された。そして、面接者には、子どもがどのような理由でファンタスティ

ック・ステイトメントをなしたのかを理解することが求められるようになったわけである。

ファンタスティック・ステイトメントが見られた場合の対応の原則としては、

- ・ 面接のプロトコルを遵守し、ファンタスティック・ステイトメントについて積極的に取り扱うことの長短所を検討すること
- ・ ファンタスティック・ステイトメントの意味や理由について十分に検討する
- ・ さまざまな仮説を検討する
- ・ 子どものファンタスティック・ステイトメントに対する心理的反応に注意を向ける

の各点が挙げられよう。

これらの原則に基づき、ファンタスティック・ステイトメントについて検討する場合、他の情報との照合が必要となる。照合の対象となる他の情報とは、被害を受けた子どもの開示内容全体の詳細、加害者と考えられる人物の面接内容の詳細、および医学的所見などである。こうした情報との照合を行う場合には、それまであまり意味がないと思っていた部分が非常に重大な意味を持っていることが明らかになることもあるので注意深い検討が必要である。また、面接者にはなじみの薄い行為が実際に行われている場合もあるため、あらゆる可能性を検討する必要がある。

6. 司法面接に活用可能な技法

性的虐待に関する評価面接を行う場合に活用可能な技法がいくつかある。ここでは、「好きなこと、好きじゃないことリスト」、「問題解決の方法」、「家の見取り図」および「一日の生活の流れ」について紹介する。また、面接で用いられるアナトミカル・ドルなどの補助的道具についても概観する。

(1)好きなこと、好きじゃないことリスト

この技法では、まず、子どもに同居している(あるいは、性的虐待が起こったと思われる頃に同居していた)家族のメンバー(家族や親族以外に、たとえば母親のボーイフレンドなど、頻繁に家にやってくる人も含める)を教してもらいリストを作成する。次いで、子どもにそれぞれのメンバーについて、「その人とする事で好きなこと」を教してもらう。メンバー全員について「好きなことリスト」を作ったら、今度は「その人とする事で好きじゃないこと」(「嫌い」という言葉は避けたほうが良い)を教えてもらってリストを作っていく。このリストを作成する経過で、性的虐待を示唆するような内容が表れることが少なくない。そうした場合には、その内容を取り上げてさらに詳細な話を引き出していくわけである。

(2)問題解決の方法

「問題解決の方法」では、まず、面接者の仕事が、「子どもの困っていることや心配事をどのようにして解決すればいいかを子どもと一緒に考える」ことであり、今回の面接もそうした目的で行われていることを子どもに伝える。その上で、子どもがこれまでに自分ひとりの力で解決できた問題を教してもらう。次に、それよりは少し大きな問題で、友人や家族の援助によって解決できたものにはどのような問題があったかを教してもらう。そして最後に、家族や友人の援助では解決できず、専門家の援助で解決できた経験について尋ねる。子どもが自発的な応答ができない場合には、「病気になって、薬を飲んでおうちで寝ていても良くならないときはあった?そのときにはどうしたの?」などと質問してみるといいだろう。子どもの経験を聞いたら、誰しものが問題を抱えることがあり、外部の助力によって問題が解決することがあるのだと子どもに伝え、さらに面接者はそういった仕事をしているのだと強調し、

「私に何かお手伝いできることがあるかなあ」と聞いてみる。こうした経過で性的虐待を示唆するような内容を子どもが話し始めることがある。

(3)家の見取り図

この方法では、まず、子どもに家の見取り図を描いてもらう。子どもの年齢によっては不可能なこともあるが、できれば家を上から見た図が良い。次に、調度品などを含めて家の内部の様子を子どもに描き込んでもらう(子どもの描画能力に限界がある場合には子どもに教してもらいながら面接者が描き込む)。出来上がった見取り図を見ながら、家族の睡眠の状況や子どもが過ごす場所など、家での生活に関して聞いていく。その際に、家の中で、子どもが「もっとも好きな場所」や「もっとも安心できる場所」と、逆に「もっとも嫌いな場所」や「安心じゃない場所」、およびその理由を聞くのである。この方法によって性的虐待の開示につながるような情報が子どもからもたらされることも少なくない。

(4)一日の生活の流れ

この方法は、家族のメンバーそれぞれについて、起床してから就寝までの一日の流れを詳細に聞き、それを一つの表にしていくというものである。これによって、家族生活の全体の流れが、家族関係を含めて明確になる。その際に、家の見取り図の場合と同様、子どもにとって「もっとも好きな時間」や「もっとも安心できる時間」と「もっとも嫌いな時間」や「もっとも安心じゃない時間」を聞き取る。このプロセスで性的虐待に関する表現が表れる可能性があることは、家の見取り図の場合と同じである。

この方法を、家の見取り図と平行して行うことで面接をより効率的に進められる場合もある。また、これら方法を用いることで、性的虐待以外の子どもの不適切な経験が表現されることも少なくない。たとえば、性的

虐待を疑われていたある女の子の面接では、性的虐待のみならず、子どもが夫婦間のDVを慢性的に目撃し日常的にネグレクトの状態に置かれていたことが明らかとなった。

(5) 補助的な道具

性的虐待に関する面接に際して、各種のおもちゃを使ったり絵を描いたりするなど、補助的な道具を用いることが役立つ場合がある。とりわけ、年齢の低い子どもの場合には言語性が乏しいために、なかなか十分に表現できないものである。家庭外で性的な被害を受けたある5歳の女の子は、被害にあった直後に母親に連れられて警察に被害届を出しに行ったが、1年後にもそのときのことを「小さかったからおまわりさんにちゃんと見えなかった」と残念そうに回想している。また、テア(Terr, 1985)は、2～3歳以前に起こった強いショックを覚えるような体験は、成長後にも言葉として表現されにくい傾向があるが、そうした場合でもおもちゃを使った遊びなどのテーマとして表現されることがあるとしている。1歳前に母親から虐待を受けたために施設で生活するようになったある小学校3年生の女の子は、母親のことや、母親の虐待行為について言語的に想起することはできなかったが、彼女のするままと遊びのなかには、彼女自身が母親から受けた暴行行為がはっきり表現されていた。このように、遊びは子どもの言葉を補ってくれるものである。したがって、子どもへの面接に際して、さまざまなおもちゃを使った遊びが果たす役割は大きい。特に、人形の家や家族人形、各種のパペットを用いた遊びのなかには、家族内の人間関係や親子関係で起こった出来事が表現されることが多いようである。ただし、子どもがおもちゃを用いた遊びで性的虐待を示唆するような内容を示したとしても、それだけで性的虐待があったと確定することはできない。あくまでも、総合的な分析や判断を行う上での一つの情報として扱

うべきである。

こうした遊びやおもちゃのなかで、特に性的虐待を受けた子どもの評価面接において、欧米で使用されることが多いのが『アナトミカル・ドル』(anatomical doll)ある。これは、両親と子どもたち、および祖父母からなる家族人形であるが、最大の特徴はそれぞれに性器や肛門などの性的特徴が備わっていることにある。子どもはこの人形を使って、自分の受けた性的な被害体験を再現することができるわけである。特に、幼い子どもにとって、性的な行為を言葉で詳細に表現することにはかなりの困難がともなうが、アナトミカル・ドルを使うことで子どもの表現の幅が広がると考えられている。

このように子どもの言語的表現の限界性を補ってくれるアナトミカル・ドルではあるが、使い方によっては子どもに否定的な影響を与えてしまう危険性があることも指摘されている。その危険性とは、性的な被害にさらされた子どもにとっては、人形に備わった性的特徴が強いショック反応を引き起こす場合があるということである。また、性器の備わった人形が刺激となって、子どもが実際にはなかった性的虐待を表現するような遊びをしたり性的虐待の話をする危険性があるのではないかと、アナトミカル・ドルの使用による誤誘導の危険性を懸念する専門家もいる(こうした懸念について、実際にそういうことが起こったという報告がある一方で、子どもにアナトミカル・ドルで遊んでもらってその様子を観察した研究では誤誘導は起こらなかったとする報告もあり、今のところ、確たることは言えないようである。このような危険性を避けるためには、アナトミカル・ドルを、あくまでも子どもの言語的な表現の補完的な道具として用いることが必要であろう。つまり、子どもを面接する際にいきなりアナトミカル・ドルを用いるのではなく、子どもが自分の受けた性的な被害につ